

# 社会保険

# いばらき

8

健康保険の給付について

2010 AUGUST. ●第三者行為による負傷と健康保険  
NO.386 ●育児休業期間中の保険料・標準報酬月額

記事提供：日本年金機構 年金事務所  
全国健康保険協会 茨城支部  
発行：財団法人 茨城県社会保険協会  
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F  
TEL.029-226-8005



「山ゆりの丘」(撮影・大子町)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

## 高額介護合算療養費

## 【支給対象者】被保険者・被扶養者

同一世帯内で1年間(8月1日～翌年7月31日まで\*)にかかった医療保険と介護保険の自己負担額の合計が著しく高額となった場合は、自己負担限度額を超えた分が医療保険、介護保険の自己負担額の比率に応じて、双方から支給されます。

\*初年度は平成20年4月1日～平成21年7月31日の16ヵ月間

### 【自己負担限度額】

所得区分	〔 〕は平成20年4月～平成21年7月の限度額	
	70歳未満の方がいる世帯	70歳～74歳の方がいる世帯
上位所得者 現役並み所得者(※1)	126万円 [168万円]	67万円 [89万円]
一般	67万円 [89万円]	56万円(※4) [75万円]
低所得者II(※2)	34万円 [45万円]	31万円 [41万円]
低所得者I(※3)		19万円 [25万円]

(※1)上位所得者… 標準報酬月額が53万円以上の被保険者(70歳未満)及び被扶養者です。

現役並み所得者… 高齢受給者証の負担割合が3割となっている被保険者及び70歳以上の被扶養者です。

(※2)低所得者II… 市区町村民税非課税世帯のことです。

(※3)低所得者I… 市区町村民税非課税世帯であり、所得が一定基準以下(年金収入80万円以下等)の世帯のことです。

(※4)平成22年8月からは56万円→62万円

注1. 同一世帯でも7月31日時点において健康保険が異なる世帯員の自己負担額は合算することができません。

注2. 医療に係る自己負担額または介護に係る自己負担額のいずれかが0円である場合は、支給対象となりません。

## 傷病手当金

## 【支給対象者】被保険者

業務外の病気やケガにより仕事を休んだ期間のうち、最初の連続した3日間を除き4日目から欠勤1日につき標準報酬日額の**3分の2の額**が支給開始日から1年6ヶ月の範囲で支給されます。ただし、事業主から傷病手当金の額よりも多い報酬を受けた場合には支給されません。(傷病手当金の額よりも少ない額の給与(報酬)が支払われる場合は、差額が支給されます)

また、次に該当する場合は、支給額が調整されます。

- ①同一傷病で、厚生年金保険から障害厚生年金、障害基礎年金、障害手当金を受けたとき。
- ②継続給付要件を満たしている方が退職後(資格喪失後)老齢または、退職を支給事由とする年金給付を受けたとき。
- ③出産手当金の支給要件に該当したとき。

## 出産育児一時金・家族出産育児一時金

## 【支給対象者】被保険者・被扶養者

①妊娠4ヵ月(85日)以上で出産・死産したときに、1児につき**420,000円**が支給<sup>※1</sup>されます。また、被扶養者の出産の場合でも支給対象となります。

②直接支払制度<sup>※2</sup>により、加入者と医療機関等が代理契約を締結のうえ、医療機関等が加入者に代わって一時金の支給申請及び受取りを行いますので、窓口負担が軽減されます。また、従来どおり出産後に加入者自身で請求することも可能です。なお、直接支払制度については、一部の医療機関でご利用できない場合がありますので、事前に医療機関にご確認ください。

①、②につきましては、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置です。

※1 妊娠22週未満又は産科医療補償制度に加入していない医療機関において出産した場合は39万円となります。

※2 出産にかかった費用が出産育児一時金の支給額の範囲内であった時には、その差額分は、加入者の方から協会けんぽに請求していただくことになります。また、従来の事前申請制度は平成21年9月30日を以って廃止となりました。

## 出産手当金

## 【支給対象者】被保険者

出産のために会社を休み、事業主から報酬が受けられないときは、出産日(出産日より遅れた場合は予定日)以前42日(多胎妊娠は98日)から出産後56日までの間で、欠勤1日につき標準報酬日額の**3分の2の額**が支給されます。(出産手当金の額よりも少ない額の給与(報酬)が支払われる場合は、差額が支給されます)

## 埋葬料(費)家族埋葬料

## 【支給対象者】被保険者・被扶養者

加入者本人が死亡したときは、**50,000円**(家族以外の人が埋葬を行ったときは、この範囲内の実費)が支給されます。家族が死亡したときは**50,000円**が支給されます。

協会けんぽ(全国健康保険協会)ホームページから申請書が印刷できます。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/> または

## お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部 業務グループ

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

☎029-303-1582(直通) ☎029-303-1500(代表)

# 健康保険の給付について

## ～こんなとき健康保険の給付が受けられます～

健康保険では、加入者本人とそのご家族が、病気・けがをしたとき(業務上・通勤災害を除く)、または出産やお亡くなりになった場合に、次のような給付があります。

健康保険の給付は2年間で時効となります。申請書の提出を忘れないようにご注意ください。

### 療養費

### 【支給対象者】被保険者・被扶養者

次の場合、窓口支払額のうち一定額が療養費として払い戻されます。

- 健康保険証を保険医療機関の窓口にやむを得ない事情で提示することができずに自費診療を受けたとき。
- 医師の指示により治療用器具を装着したとき。
- 医師の同意のもと、はり、きゅう、あんま、マッサージを受けたとき。
- 海外で医療を受けたとき(医療行為が目的の場合は除く)。
- 9歳未満の小児が小児性弱視、斜視及び先天白内障術後の屈折矯正等の治療用眼鏡を作成したとき。
- 四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣を購入したとき。
- 急病で非保険医療機関(非保険医)にかかったとき。

### 高額療養費

### 【支給対象者】被保険者・被扶養者

- 1ヶ月の自己負担額が自己負担限度額(下表参照)を超えた場合に、超えた額が「高額療養費」として支給されます。
- 保険医療機関等の窓口で支払った保険診療にかかる自己負担額に限られます。個室料等の保険外負担額や、入院したときの食事療養費等の負担額は自己負担額には含まれません。
- 自己負担額は受診者別、医療機関別、医科・歯科別、入院・通院(通院の場合は調剤分との合算)別にそれぞれ算出します  
(ただし、平成22年3月以前の療養については、旧総合病院では診療科別にそれぞれ算出します)。それぞれ21,000円以上のもの(70歳以上の方は受診者別、入院・通院別にすべての自己負担額)が合算の対象になります。

#### <世帯合算>

同一世帯で同一月に複数の自己負担額がある場合に、世帯で合算して自己負担限度額を超えたときは、超えた額が高額療養費として支給されます。なお、ここでいう世帯とは被保険者とその被扶養者ことをいいます。

#### <多数該当>

診療月以前1年間に高額療養費の支給を3回受けた(受けられる)場合は、4回目から自己負担限度額が軽減されます。

#### 【自己負担限度額】

70歳未満の方	所得区分	世帯単位・同一月内	
	上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	150,000円+(医療費-500,000円)×1% [多数該当:83,400円]	
	一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数該当:44,400円]	
	低所得者(※1)	35,400円 [多数該当:24,600円]	
70歳以上75歳未満の方	所得区分	個人ごと(外来のみ)	世帯単位(入院を含む)
	現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上)	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数該当:44,400円]
	一般	12,000円	44,400円
	低所得者Ⅱ(※1)	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ(※2)		15,000円



(※1)低所得者・低所得者Ⅱ…市区町村民税非課税世帯のことです。

(※2)低所得者Ⅰ…市区町村民税非課税世帯であり、所得が一定基準以下(年金収入80万円以下等)の世帯のことです。

 協会けんぽ 茨城支部

# 第三者行為による負傷と健康保険

協会けんぽに加入している方が、交通事故など第三者の行為によってケガをして、健康保険で治療を受けるときは、医療機関窓口にケガの原因が第三者の行為によるものであることを申し出るとともに、必ず、**協会けんぽ茨城支部への連絡、届出が必要**となります。

## 届出は？

健康保険で受診したときは、加害者の住所、氏名、事故内容などを記載した「第三者の行為による傷病届」を協会けんぽ茨城支部へ提出します。**(届書は郵送いたしますので、ご連絡ください)**

交通事故の場合は、次の書類を添付してください。

- 交通事故証明(原本)
- 損害賠償納付確認書・念書
- 事故発生状況報告書
- 負傷原因報告書
- 念書
- 同意書
- 示談書の写し(示談が成立しているとき)



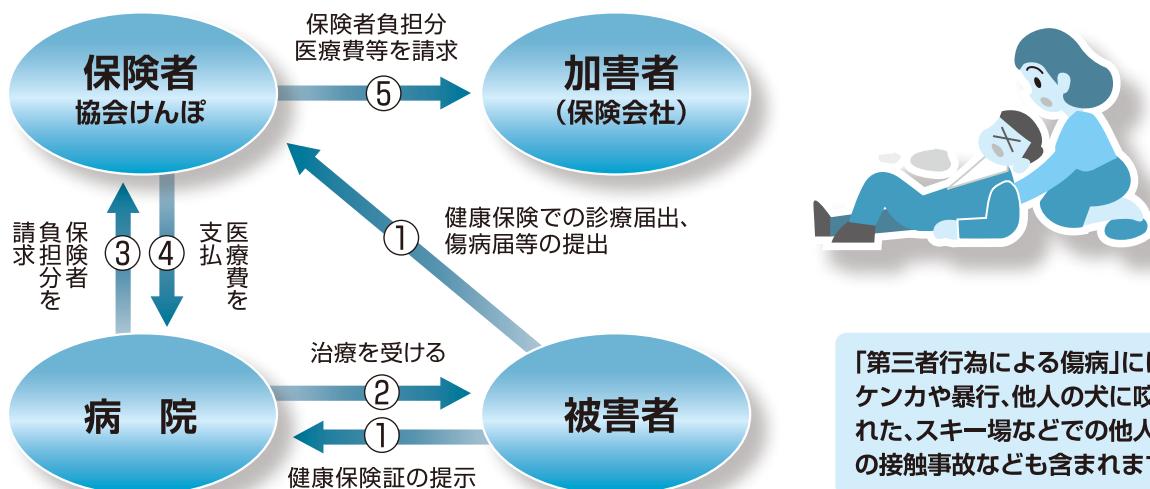
※示談前に**協会けんぽ茨城支部に連絡(相談)してください。**

- 通勤途中や仕事中の事故によるケガには、健康保険は使えません。
- 無免許運転、飲酒運転、スピード違反などにより事故を起こしたときは、健康保険の給付の全部あるいは一部が受けられない場合があります。

## 医療費は加害者に請求

第三者の行為によってケガをしたとき、被害者は加害者に損害賠償を請求できますが、健康保険で治療を受けた場合は、本来、加害者が支払うべき医療費を健康保険が負担したことになります。

このため、協会けんぽ茨城支部は「第三者の行為による傷病届」に基づき、被害者に代わって加害者(または損害保険会社)に医療費を請求することになります。



## お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部 レセプトグループ ☎029-303-1583(直通)  
協会けんぽ ☎029-303-1500(代表)

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/> または

育児・介護休業法による育児休業等の期間について  
は、申出により健康保険・厚生年金保険の保険料が免除  
されます。また、育児休業等を終了したときに、3歳未満  
の子を養育している被保険者の報酬が低下した場合には  
は標準報酬月額の改定が行われます。

育児休業等(育児休業および育児休業に準じる休業)期間については、事業主の申出により健康保険・厚生年金保険の保険料(被保険者および事業主負担分)が免除されます。

免除となるのは、「育児休業を開始した日の属する月」から、「その育児休業等を終了した日の翌日が属する月の前月」までの期間です。なお、労働基準法の産後休業期間は育児休業等ではありません。

### 手続き

「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書」を管轄の年金事務所へ提出してください。

## 育児休業等取得者申出書に より保険料を免除

育児休業等終了日(3歳未満の子を養育している被保険者が、育児休業等を終了したときに育児等を理由に報酬が低下した場合などは、随時改定の要件に該当しなくても、事業主を経由して申出することにより、育児休業終了日の翌日の月以後3カ月間にかけた報酬の平均額をもとに、4カ月目から標準報酬月額の

で、保険料は免除されません。  
※保険料免除期間中に賞与が支給された場合は、賞与にかかる保険料も免除されますが、賞与支払届の提出は必要です。

育児・介護休業法による育児休業等の期間については、申出により健康保険・厚生年金保険の保険料が免除されます。また、育児休業等を終了したときに、3歳未満の子を養育している被保険者の報酬が低下した場合は標準報酬月額の改定が行われます。



育児休業等終了日(3歳未満の子を養育している被保険者が、育児休業等を終了したときに育児等を理由に報酬が低下した場合などは、随時改定の要件に該当しなくても、事業主を経由して申出することにより、育児休業終了日の翌日の月以後3カ月間にかけた報酬の平均額をもとに、4カ月目から標準報酬月額の

## 育児休業等を終了した際の 標準報酬月額の改定

### 手続き

被保険者は、事業主を通じて「健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届」を管轄の年金事務所へ提出してください。

### 手続き

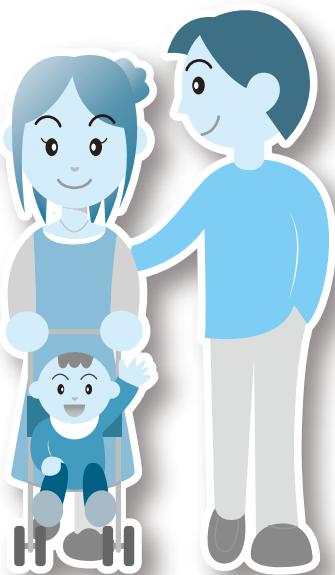
被保険者は、事業主を通じて「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」を管轄の年金事務所へ提出してください。  
なお、申出には子の生年月日および子と申出者の身分関係を明らかにできる書類(戸籍抄本等)と、申出者が子を養育することになった日を証明する書類(住民票の写し等)を添付してください。

3歳未満の子を養育する期間の標準報酬月額が、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合には、被保険者の

申出により、養育期間中の報酬の低下が将来の年金額に影響しないように、従前の標準報酬月額をその養育期間の標準

※申出日よりも前の期間について  
は、申出月の前月までの2年間に  
ついてみなし措置が認められる  
こととなりますので、注意くだ  
さい。

# 育児休業期間中の 保険料・標準報酬月額



## 財団法人茨城県社会保険協会からのお知らせ

### ■「社会保険いばらき」発行月の変更について

平素は(財)茨城県社会保険協会の事業運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

従来、当協会で発行しております「社会保険いばらき」は、日本年金機構が発送する納入告知書に同封することにより、会員事業主様にお届けしてきたところです。

しかしながら、このたび日本年金機構において取り扱いの変更があり、5月号からは日本年金機構が送付する送付物に同封することができなくなりました。

当協会としては、制度の普及及び事務手続き等の周知を図るため、今後も広報紙の発行を継続してまいりたいと考えておりますが、新たに発生する経費負担も考えますと、毎月発行は厳しい状況にあり、平成22年8月以降は、年4回(8月・11月・1月・3月)発行する事となりました。

何卒事情をご賢察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

平成22年8月  
財団法人茨城県社会保険協会

## 年金相談所を開設しています

県内の日本年金機構年金事務所では、下記の各会場において年金相談窓口を開設いたしております。

年金に関する請求手続・相談等にご活用ください。

会 場	相 談 時 間	相 談 日								
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
常陸太田市役所	午前10時～午後3時	4日 (水)	1日 (水)	6日 (水)	4日 (水)	1日 (水)	12日 (水)		23日 (水)	
常陸大宮市役所	午前10時～午後3時	19日 (木)		14日 (木)		16日 (木)		3日 (木)		
大子町役場	午前10時～午後2時	17日 (火)	21日 (火)	19日 (火)	16日 (火)	21日 (火)	18日 (火)	15日 (火)	15日 (火)	
鹿嶋市商工会本所	午前10時～午後2時30分	11日 (水)	8日 (水)	13日 (水)	10日 (水)	8日 (水)	12日 (水)	9日 (水)	9日 (水)	
神栖市商工会本所	午前10時～午後2時30分	25日 (水)		27日 (水)		21日 (火)		23日 (水)		
神栖市商工会波崎支所	午前10時30分～午後2時30分		24日 (金)		26日 (金)		28日 (金)		25日 (金)	
石岡商工会議所	午前10時～午後3時	6日 (金)		1日 (金)		3日 (金)		4日 (金)		
龍ヶ崎市商工会	午前10時～午後3時	20日 (金)	17日 (金)	15日 (金)	19日 (金)	17日 (金)	14日 (金)	18日 (金)	18日 (金)	
取手市商工会	午前10時～午後3時	12日 (木)	9日 (木)	7日 (木)	11日 (木)	9日 (木)	6日 (木)	10日 (木)	10日 (木)	
古河商工会議所	午前10時～午後2時	18日 (水)	15日 (水)	20日 (水)	17日 (水)	15日 (水)	19日 (水)	16日 (水)	16日 (水)	
常総市商工会	午前10時～午後2時	19日 (木)	16日 (木)	21日 (木)	18日 (木)	16日 (木)	20日 (木)	17日 (木)	17日 (木)	
高萩市総合福祉センター	午前10時～午後2時	10日 (火)	14日 (火)	12日 (火)	9日 (火)	14日 (火)	11日 (火)	8日 (火)	8日 (火)	

### ※相談にあたっての注意事項

- 鹿嶋市商工会本所、神栖市商工会本所、神栖市商工会波崎支所の年金相談は予約制です。

水戸南年金事務所へお申込みください。(TEL.029-227-3253)

- 取手市商工会の年金相談は予約制(30名)です。

土浦年金事務所へお申込みください。(TEL.029-824-7169)

- 古河商工会議所の年金相談は予約制です。

下館年金事務所へお申込みください。(TEL.0296-25-0834)

